

（第42号議案）

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【第1条関係】中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第24条（略） 附則 1～13（略） 14 <u>令和4年3月31日</u> 以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については～（略）～とする。	第1条～第24条（略） 附則 1～13（略） 14 <u>平成34年3月31日</u> 以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については～（略）～とする。

【第2条関係】中野区立公園条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第27条（略） 附則 1～6（略） （使用料の額等の特例措置） 7 <u>平成30年7月1日から令和6年6月30日</u> までの間における、別表第3の規定の適用については～（略）～とする。 別表第1～別表第5（略）	第1条～第27条（略） 附則 1～6（略） （使用料の額等の特例措置） 7 <u>平成30年7月1日から平成36年6月30日</u> までの間における、別表第3の規定の適用については～（略）～とする。 別表第1～別表第5（略）

【第3条関係】中野区行政財産使用料条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第8条（略） 附則 1～4（略） 5 <u>平成30年7月1日から令和6年6月30日</u> までの間における別表2（2）の表の規定の適用については～（略）～とする。 別表（略）	第1条～第8条（略） 附則 1～4（略） 5 <u>平成30年7月1日から平成36年6月30日</u> までの間における別表2（2）の表の規定の適用については～（略）～とする。 別表（略）

【第4条関係】中野区立体育館条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第16条（略） 付則	第1条～第16条（略） 付則

1 (略)	1 (略)
2 平成31年4月1日から <u>令和6年6月30日</u> までの間における、別表第2の1(1)の表の規定の適用については～(略)～とする。	2 平成31年4月1日から <u>平成36年6月30日</u> までの間における、別表第2の1(1)の表の規定の適用については～(略)～とする。
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)

【第5条関係】中野区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第1章～第6章 (略)	第1章～第6章 (略)
第7章 保険料 (保険料率等)	第7章 保険料 (保険料率等)
第15条 平成30年度から <u>令和2年度</u> までの保険料の基準額は、68,709円とする。	第15条 平成30年度から <u>平成32年度</u> までの保険料の基準額は、68,709円とする。
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、 <u>令和元年度</u> における、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は～(略)～とする。	3 前項の規定にかかわらず、 <u>平成31年度</u> における、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は～(略)～とする。
第16条～第25条 (略)	第16条～第25条 (略)
第7章の2～第9章 (略)	第7章の2～第9章 (略)
附則 (略)	附則 (略)
別表 (略)	別表 (略)

【第6条関係】中野区区民活動センター条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第17条 (略)	第1条～第17条 (略)
附則	附則
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)
(使用料の額の特例措置)	(使用料の額の特例措置)
第7条 平成30年7月1日から <u>令和6年6月30日</u> までの間における別表第4の規定の適用については、同表中「400円」とあるのは、「200円」とする。	第7条 平成30年7月1日から <u>平成36年6月30日</u> までの間における別表第4の規定の適用については、同表中「400円」とあるのは、「200円」とする。
別表第1～別表第4 (略)	別表第1～別表第4 (略)

【第7条関係】中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)

第1章～第10章 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第4項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

3 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

第1章～第10章 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第4項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

3 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

5 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

6 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、

(1)・(2) (略)

4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

5 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

6 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、

<p>介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>
--	--

【第8条関係】中野区産業振興センター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 平成30年7月1日から令和6年6月30日までの間における別表第1の規定の適用については～(略)～とする。</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における別表第1の規定の適用については～(略)～とする。</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>

【第9条関係】中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(放課後児童支援員における研修の修了に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(放課後児童支援員における研修の修了に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>3 (略)</p>

【第10条関係】中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年中野区条例第5号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 平成30年3月31日において、この条例による改正前の中野区職員の給与に関する条例第9条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配</p>	<p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 平成30年3月31日において、この条例による改正前の中野区職員の給与に関する条例第9条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配</p>

<p>偶者を欠く1子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く1子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第9条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第9条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和元年度から令和5年度まで</u> 13,000円</p> <p>11～16 (略)</p> <p>附則別表第1～附則別表第3 (略)</p>	<p>偶者を欠く1子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く1子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施行日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第9条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第9条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>平成31年度から平成35年度まで</u> 13,000円</p> <p>11～16 (略)</p> <p>附則別表第1～附則別表第3 (略)</p>
---	---

【第11条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年中野区条例第6号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く1子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く1子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除</p>

<p>く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和元年度から令和5年度</u>まで 13,000円</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>平成31年度から平成35年度</u>まで 13,000円</p> <p>4～6 (略)</p>
--	--

【第12条関係】中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和3年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成33年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</p>

【第13条関係】中野区障害者福祉手当条例及び中野区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第44号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1条の規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）による改正後の中野区障害者福祉手当条例第3条第1項第5号の規定は、<u>令和元年8月</u>以後の月分の障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）による改正後の中野区難病患者福祉手当条例第2条第3号の</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1条の規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）による改正後の中野区障害者福祉手当条例第3条第1項第5号の規定は、<u>平成31年8月</u>以後の月分の障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）による改正後の中野区難病患者福祉手当条例第2条第3号の</p>

規定は、 <u>令和元年8月</u> 以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。	規定は、 <u>平成31年8月</u> 以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
---	--

【第14条関係】中野区児童育成手当条例及び中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第47号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の中野区児童育成手当条例第4条第2項第1号の規定は、<u>令和元年6月</u>以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定による改正後の中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、<u>令和2年1月1日</u>以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の中野区児童育成手当条例第4条第2項第1号の規定は、<u>平成31年6月</u>以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定による改正後の中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、<u>平成32年1月1日</u>以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>

【第15条関係】中野区介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年中野区条例第7号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第15条第3項の規定は、<u>令和元年度分</u>の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第15条第3項の規定は、<u>平成31年度分</u>の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

【第16条関係】中野区立公園条例の一部を改正する条例（平成31年中野区条例第17号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 中野区立公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第7項中「平成30年7月1日」を「<u>令和2年4月1日</u>」に改め、「23,900円」との次に「、「6,500円」とあるのは「3,3</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 中野区立公園条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第7項中「平成30年7月1日」を「<u>平成32年4月1日</u>」に改め、「23,900円」との次に「、「6,500円」とあるのは「3,3</p>

00円」とを、「は「200円」と」の次に「
「1,400円」とあるのは「700円」と」を
加える。

以下（略）

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (略)

(3) 第1条中第18条第2号の改正規定、別表第
4に次のように加える改正規定及び別表第5(1)
の表に次のように加える改正規定 令和元年9
月1日

(4) 第2条及び附則第5項の規定 令和2年4月
1日

2～8 (略)

00円」とを、「は「200円」と」の次に「
「1,400円」とあるのは「700円」と」を
加える。

以下（略）

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当
該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (略)

(3) 第1条中第18条第2号の改正規定、別表第
4に次のように加える改正規定及び別表第5(1)
の表に次のように加える改正規定 平成31年
9月1日

(4) 第2条及び附則第5項の規定 平成32年4
月1日

2～8 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。